

# 出張理容の手引き（高知市）

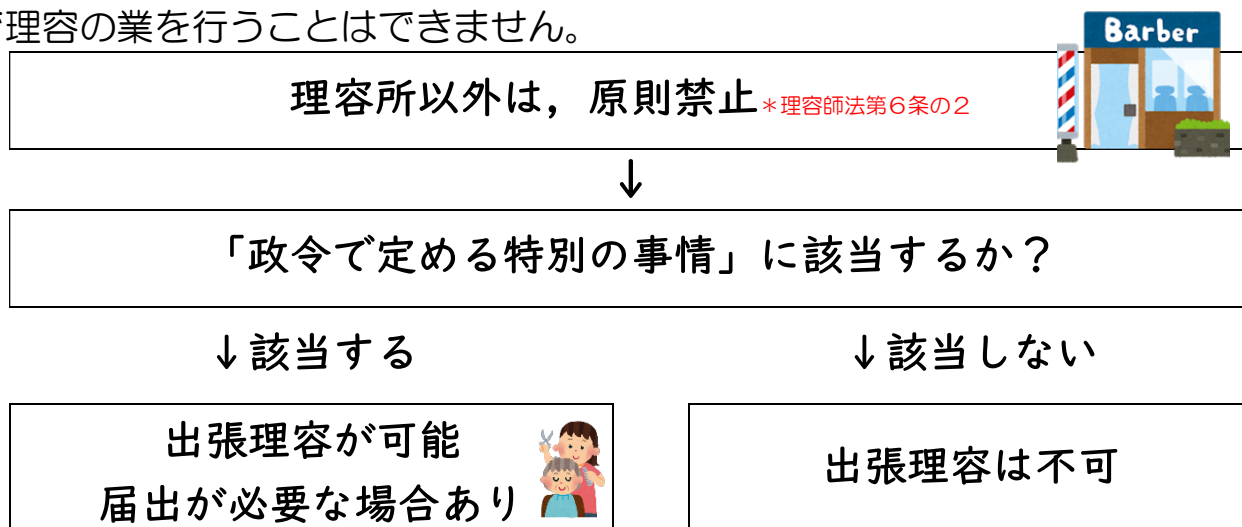
Ver 2021.12.1

## 1 出張理容とは

出張理容とは、理容師が理容所以外の場所において理容の業を行うことです。

## 2 理容の業を行う場所（出張理容について）

理容師は、政令で定める特別の事情がある場合を除き、理容所以外の場所で理容の業を行うことはできません。



## 3 出張理容が可能な場合とは

だれにでもどこにでも制限なく出張理容できるわけではありません。

以下の(1)～(3)の場合のみ、出張理容が可能です。 \*理容師法施行令第4条

### (1) 疾病その他の理由により、理容所に来ることができない者に対して理容を行う場合

① 疾病の状態にある場合のほか、骨折、認知症、障害、寝たきり等の要介護状態にある等の状態にある者であって、その状態の程度や生活環境に鑑み、社会通念上、理容所又は美容所に来ることが困難であると認められるもの



② 自宅等において、常時、家族である乳幼児の育児又は重度の要介護状態にある高齢者等の介護を行っている者であって、その他の家族の援助や行政等による育児又は介護サービスを利用することが困難であり、仮に、自宅等に育児又は介護を受けている家族を残して理容所又は美容所に行った場合には、当該家族の安全性を確保することが困難になると認められるもの

注：このほか詳細は「平成28年3月24日付け事務連絡 別紙Q&A」

### (2) 婚礼その他の儀式に参列する者に対してその儀式の直前に理容を行う場合



### (3) 高知市が条例で定める場合

① 司法警察職員等の求めにより、被疑者等に対して理容を行う場合

② 社会福祉法第2条第2項に規定する第一種社会福祉事業に係る施設に入所している者に対して理容を行う場合

③ 高知市長が特別の事情があると認めた場合

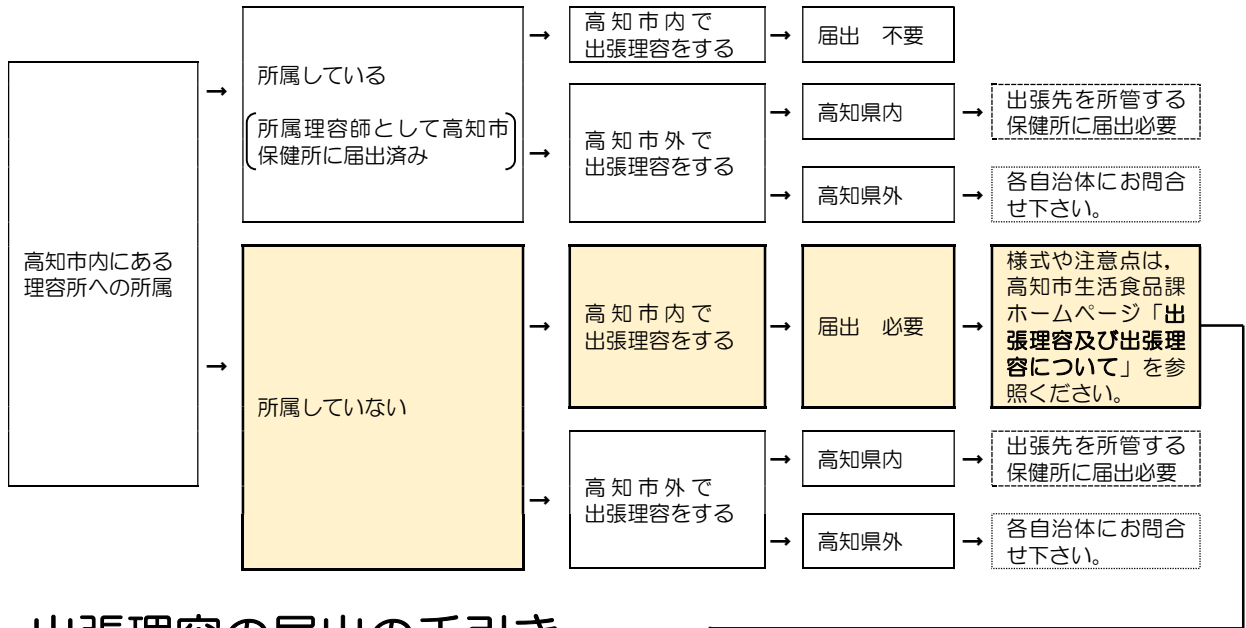
特別養護老人ホームなど



## 4 守るべき内容

届出の要否に関わらず、高知市内で出張理容を行う場合は、作業環境、携行品等、管理、衛生的取扱い等、消毒、自主管理体制について「[出張理容・出張美容に関する衛生管理要領\(平成19年10月4日健発第1004002号別添\)](#)」を遵守してください。

## 5 届出の要否



## 6 出張理容の届出の手引き

(高知市内にある理容所に所属していない理容師が高知市内で出張理容をする場合)

Ver 2021.12.1

	このようなときは	以下の手続きが必要です。	備考
出張理容	(1) 出張理容を行おうとするとき	出張理容届 (第1号様式) 【p3へ】	あらかじめ (出張理容を行う前) *要綱第3条
	(2) 届け出た事項を変更しようとするとき  例 ① 届出者の氏名、住所、電話番号 (法人の名称、所在地及び代表者の氏名、電話番号) ② 出張理容を行う場所 ③ 出張理容期間 ④ 対象人員 ⑤ 出張理容業務対象者 ⑥ 出張理容を行う理容師 ⑦ 衛生管理責任者	出張理容又は出張美容届出事項変更届 (第3号様式) 【p4へ】	あらかじめ (変更する前) *要綱第6条
	(3) 出張理容を廃止したとき	出張理容又は出張美容廃止届 (第4号様式) 【p4へ】	廃止後すみやかに *要綱第7条

\*高知市出張理容及び出張美容衛生管理指導要綱

## (1) 出張理容を行おうとするとき

提出先	高知市保健所 生活食品課（高知市丸ノ内1-7-45 総合あんしんセンター1階） 電話 088-822-0588		
提出部数	1部		
提出期限	あらかじめ（出張理容を行う前） <small>*要綱第3条</small>		
留意事項	<p>① 理容師でなければ、理容を業としてはなりません。 <small>*法第6条</small></p> <p>② 理容師は理容所以外の場所で理容の業をしてはなりません。 ただし、政令・条例で定める特別な事情がある場合のみ出張理容が可能です。 <small>*法第6条の2、政令第4条、条例第4条</small></p> <p>③ 常時2人以上の理容師を出張理容に従事させる場合には、事務所等の設備、器具等の衛生の点検管理、従業員の感染症罹患の有無の確認、従業員の衛生教育等を行う衛生管理責任者として、管理理容師の資格を持つ者を置いてください。 <small>*H19.10.4健発第1004002号別添</small></p> <p>④ 出張理容を行う場合は、作業環境、携行品等、管理、衛生的取扱い等、消毒、自主管理体制について「<a href="#">出張理容・出張美容に関する衛生管理要領（平成19年10月4日健発第1004002号別添）</a>」を遵守してください。</p>		
手数料	なし		
提出書類	出張理容届（第1号様式）		<small>*要綱第3条</small>
添付書類	①	理容師免許証の写し（出張理容を行う全員分）	照合のため、原本をお持ちください。
	②	衛生管理責任者を設置する場合 → 管理理容師資格認定講習会の修了証書の写し	照合のため、原本をお持ちください。

その他注意事項：理容師は、姓を変更した場合は、30日以内に理容師名簿の訂正申請をしなければなりません。 \*理容師法施行規則第3条

理容師名簿の訂正や免許証書換え交付申請の窓口は、（公財）理容師美容師試験研修センター（東京都江東区有明3-7-26 有明フロンティアビルB棟9F 電話03-5579-0911）です。

## (2) 届け出た事項を変更しようとするとき

提出先	高知市保健所 生活食品課（高知市丸ノ内1-7-45 総合あんしんセンター1階） 電話 088-822-0588		
提出部数	1部		
提出期限	あらかじめ（変更する前） *要綱第6条		
留意事項	<p>① 以下の事項を変更する場合は、変更届の提出が必要です。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 届出者の氏名, 住所, 電話番号（法人の名称, 所在地及び代表者の氏名, 電話番号）</li> <li>② 出張理容を行う場所</li> <li>③ 出張理容期間</li> <li>④ 対象人員</li> <li>⑤ 出張理容業務対象者</li> <li>⑥ 出張理容を行う理容師</li> <li>⑦ 衛生管理責任者</li> </ul> </div> <p>② 届出者（事業者）そのものが代わる（例：個人⇄法人など）場合は、改めて新規の手続きが必要です。事前にご相談ください。</p>		
手数料	なし		
提出書類	出張理容又は出張美容届出事項変更届（第3号様式） <span style="float: right;">*要綱第6条</span>		
添付書類	①	理容師を新たに出張理容に従事させるとき （理容師の追加登録） →	理容師免許証の写し 【照合のため、原本をお持ちください。】
	②	衛生管理責任者を設置 又は変更したとき →	ア 管理理容師資格認定講習会の修了証書の写し 【照合のため、原本をお持ちください。】 イ 理容師免許証の写し 【照合のため、原本をお持ちください。】

## (3) 出張理容を廃止したとき

提出先	高知市保健所 生活食品課（高知市丸ノ内1-7-45 総合あんしんセンター1階） 電話 088-822-0588		
提出部数	1部		
提出期限	廃止後すみやかに *要綱第7条		
留意事項			
手数料	なし		
提出書類	出張理容又は出張美容廃止届（第4号様式） <span style="float: right;">*要綱第7条</span>		
添付書類	なし		